

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信制 の場合	実務経験のある教員 等による授業科目の 単位数又は授業時数		省令で定める 基準単位数又は 授業時数	配置 困難
看護専門課程	看護学科	—	85 単位(新)	78 単位(旧)	9 単位	
(備考)						

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

・学校HPに掲載： <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2022/05/jitsumukeiken2021.pdf">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2022/05/jitsumukeiken2021.pdf</a> (2021年度以前) <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/2022jitumukeiken.pdf">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/2022jitumukeiken.pdf</a> (2022年度以降)
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員
役割	より実践的な職業教育の質を確保するため、教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果を評価することを目的とした委員会を置く。 教育活動及び学校運営の状況についての自己評価の結果を踏まえて評価を行い、その結果を校長に報告する。 【審議内容】 ・当該年度の看護学校自己評価、学校関係者評価の実施方法を検討し、評価項目である「教育理念・目的・目標」「教育課程」「教授・学習/評価課過程」「組織・管理運営」「入学」「卒業、就職・進学指導」「地域社会貢献/国際交流」「教職員の育成」「法令等の遵守」の自己評価結果の内容が適切かを審議する。 【意見の活用方法】 ・看護学校自己評価、学校関係者評価による結果を踏まえ、学校運営会議において今後の取り組みについて検討し、教員会議にて授業計画（シラバス）の内容を検討・変更する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
公益財団法人 地域医療振興協会 シニアアドバイザー	2022年4月1日 ～2024年3月31日	地域医療研究におけるアドバイザー
独立行政法人 地域医療機能推進機構 東京高輪病院 看護部長	2021年4月1日 ～2024年3月31日	旧社会保険中央看護専門学校（現：独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校）専任教員等を経て、前独立行政法人地域医療機能推進機構関東地区事務所統括部医療課看護専門職
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業の方法 (講義、演習、実験、実習)、授業内容 (授業科目の概要)、年間の授業計画 (授業回数、スケジュール)、到達目標を12月頃までに各教員が作成し、1～2月に会議で前年度総括及び次年度計画の見直し及び検討を行っている。</li> <li>・ 全ての授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画 (シラバス) を作成している。</li> <li>・ 成績評価については、学則第6章第22条、第23条及び学校内規、要項等において、講義履修要項、臨地実習要項を定めている。学則、内規に基づき、評価方法を授業計画 (シラバス) に記載している。</li> <li>・ シラバスは入学時学生へ配布し、提示している。また、ホームページにも4月中旬に掲載し、公表している。</li> </ul>	
授業計画書の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全学生に学生便覧を配布</li> <li>・ 学校HPに掲載：</li> </ul> <p>&lt;基礎分野&gt;  <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/sirabasul-14.pdf">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/sirabasul-14.pdf</a></p> <p>&lt;専門基礎分野&gt;  <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/sirabasul5-36.pdf">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/sirabasul5-36.pdf</a></p> <p>&lt;専門分野&gt;  <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/sirbasu37-93.pdf">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/sirbasu37-93.pdf</a></p>

<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学則において、授業科目の単位修得の認定は講義・実習等の出席状況及び当該科目の評価により行う。</li> <li>・授業科目の評価は試験により行い、A、B、C及びDとし、C以上を合格とする。出席時間数が授業時間の必要時間数に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したことがある者については、この限りではないことを定めている。また、試験を欠席した場合に追試験、試験において合格点に達しなかった場合に再試験を受けることができる。</li> <li>・授業科目の修了は、学校長が定める科目を履修し、その試験に合格した者に対して認定され、所定の単位が与えられる。未修了科目は、原則として次年度に再履修する。</li> <li>・単位修得及び終了の認定については、年度末に学校運営会議（単位認定会議）において確認・検討を行っている。</li> <li>・成績結果については、学年末に全学生へ通知している。</li> </ul>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年ごとに成績を順位化している。また科目ごとの度数分布状況も把握するようにしている。</li> <li>・GPAを活用し、個々の学生の学修の全体的な状況を把握するようにしている。(年度毎、学年毎に集計)</li> </ul> <p>GPAの算出方法は、科目成績評価 A：4点、B：3点、C：2点、D：0点</p> <p>① 1科目1単位の科目  <math>A</math>評価の科目数×4 + <math>B</math>評価の科目数×3 + <math>C</math>評価の科目数×2</p> <p>② 1科目2単位の科目  <math>(A</math>評価の科目数×4 + <math>B</math>評価の科目数×3 + <math>C</math>評価の科目数×2) × 2</p> <p>③ 上記 (①+②) ÷ 1年間に取得する必要がある単位数により算出する。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校HPに掲載：  <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/%e5%ad%a6%e6%a0%a1%e6%83%85%e5%a0%b1-2/?tab=2">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/%e5%ad%a6%e6%a0%a1%e6%83%85%e5%a0%b1-2/?tab=2</a></li> </ul>

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学則において、卒業については所定の授業科目を履修し、その全ての授業科目の単位を修得した者について、卒業認定会議の議を経て認定される。ただし、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、原則として卒業することができない。また、卒業と認定した者に対して、学校長から卒業証書が授与され、専門士（医療専門課程）の称号が授与される。</li> <li>・卒業の認定については、年度末に学校運営会議（卒業認定会議）において、確認・検討を行っている。</li> </ul> <p>【ディプロマポリシー】</p> <p>卒業時、以下の態度や能力を身に着け、所定の単位を修得していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命の尊厳について理解し、あらゆる人をかけがえのない人間として尊重し、共感的に関わる姿勢</li> <li>・その人らしい生活を支えるための看護を理解する幅広い教養</li> <li>・科学的根拠、論理的思考に基づき対象の健康に関する課題を把握する能力</li> <li>・多職種との連携において、看護専門職としての役割を果たすためのコミュニケーション能力</li> <li>・変化する社会や人々の健康に関する課題に沿った看護のニーズを意欲的に探究する姿勢</li> <li>・自己の看護観を明確にし、自らの課題に対して真摯に向き合い研鑽する態度</li> </ul>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全学生に学生便覧を配布</li> <li>・学校HPに掲載： <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/sotugyonintei housin.pdf">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/sotugyonintei housin.pdf</a></li> </ul>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	JCHO 本部 HP に掲載： <a href="https://www.jcho.go.jp/wp-content/uploads/2022/07/2021-0308.pdf">https://www.jcho.go.jp/wp-content/uploads/2022/07/2021-0308.pdf</a>
収支計算書又は損益計算書	JCHO 本部 HP に掲載： <a href="https://www.jcho.go.jp/wp-content/uploads/2022/07/2021-0308.pdf">https://www.jcho.go.jp/wp-content/uploads/2022/07/2021-0308.pdf</a>
財産目録	—
事業報告書	JCHO 本部 HP に掲載： <a href="https://www.jcho.go.jp/wp-content/uploads/2022/07/R03jigyohoukokusyo20220725.pdf">https://www.jcho.go.jp/wp-content/uploads/2022/07/R03jigyohoukokusyo20220725.pdf</a>
監事による監査報告（書）	JCHO 本部 HP に掲載： <a href="https://www.jcho.go.jp/wp-content/uploads/2022/11/20221118R03kansahoukoku.pdf">https://www.jcho.go.jp/wp-content/uploads/2022/11/20221118R03kansahoukoku.pdf</a>

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護学科	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	3,015 単位時間/ 104 単位	1,605 単位時間 /64 単位	375 単位時間 /17 単位	1,035 単位時間 /23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3,015 単位時間 / 104 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		120 人	0 人	8 人	86 人	94 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要） <基礎分野> 専門基礎分野、専門分野の理解を深めるための科目を配置する。看護の対象である人間
---------------------------------------------------------------------------------------

と人間をとりまく環境を理解するために、さまざまな領域の学問を通し、科学的・論理的思考の基盤を形成する。その人らしい看護を提供するための幅広い教養を身につけ、豊かな人間性を育む基礎とする。また、専門職業人として必要な対人関係能力や情報通信能力の基礎を養う。

#### <専門基礎分野>

専門分野である看護を学ぶために必要な知識や考え方の基礎となる科目を配置する。看護を提供するために必要となる解剖生理学や治療論、社会制度などを人間のライフサイクルや健康の面から系統立てて学習し、対象の健康状態を観察・判断し、看護援助を導くための根拠とする。

「生活行動と形態機能学」では、解剖生理学で学んだ知識と人間の生活行動を結びつけて理解することで、看護における臨床判断能力を習得するための基礎となる学習を行う。

#### <専門分野>

専門分野、専門基礎分野で学習した知識を総合的に理解・活用し、対象に応じた看護を実践できる基礎能力を修得する科目である。知識・技術・態度をバランスよく身につけ看護を実践するために、講義・演習・臨地実習の授業形態を段階的に行いながら学習を深めていく。専門分野の中には、看護の導入・土台となる基礎看護学、発達段階を軸とした小児看護学、成人看護学、老年看護学、ライフステージを中心とした母性看護学、精神看護学、全てを包括する地域・在宅看護論及び、それらすべての領域を統合する看護の統合と実践を置く。

基礎看護学では、看護とは何か、専門職として看護師が果たす役割は何かと理解し、対象を生活者として多面的にとらえ看護を実践するための基礎的知識と技術を学ぶ。

また、看護実践において欠かせない、生命や職業に対する倫理観をはぐむ内容とする。

小児看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、精神看護学は、各看護学における対象および目的を理解し、健康の保持増進、疾病の予防、および疾病・障害を持つ人々に対する看護の方法を学ぶ内容とした。

地域・在宅看護論は、看護の対象を「生活者」と捉えるために、初期段階から学習をスタートし、生活や暮らし看護について学んでいく。また、看護の超高齢者社会や医療介護福祉の動向から医療サービスの提供のあり方が在宅にシフトすることを考え、対象者が在宅でその人らしく生活し人生を全うできるような看護を学ぶ内容としている。

専門分野の上位には看護の統合と実践を位置付け、臨床現場のあらゆる状況に応じた看護が提供できる基礎的能力を身につけるための、臨床判断や看護研究、看護総合演習などの科目を設定した。

#### 成績評価の基準・方法

##### (概要)

・成績評価の基準・方法は、学則により、講義・実習等の出席状況及び当該科目の評価により行う。原則、教育課程に掲げる授業科目1科目について1試験を行う。科目認定試験の結果が、AからCまでが合格（A=100～80点、B=79～70点、C=69～60点）、60点未満は不合格（D=60点未満）とし、60点未満の場合は再試験の対象となる。また、原則として規定時間数の3分の2以上の出席がある科目に限り、試験及び評価を受けることができる。ただし、学校長が認める場合には、出席時間数を満たしていても課題の提出・補講により試験及び評価を受けることができる。

・再試験は、学生による申請により受験することができる。

#### 卒業・進級の認定基準

<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業の認定基準は学則により、所定の授業科目を履修し、その全ての履修科目の単位を修得した者について、卒業認定会議の議を経て卒業が認定される。ただし、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、原則として卒業することができない。</li> <li>進級の認定基準について学則には定められていないが、各学年での必要単位の取得状況や出席状況を踏まえ、学年末に行われる単位認定会議を経て決定される。</li> </ul>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学年担当制およびチューター制            学生が在学中の学業及び学生生活を円滑に送ることが出来るよう、学生・教員間、及び学生同士の意思疎通を円滑にするため、学年担当制とチューター制をとっている。            各学年複数名の担当教員を配置しクラス全体としての指導を行うとともに、個別面談を行い、日々の学習状況や生活環境を把握しながら個々に合ったサポートを行っている。            また、1～3学年を含む縦割りのメンバーで構成されるチューターグループで定期的にグループ会を開催し情報や意見の交換を行うことで、学年を超えた交流を図っている。</li> <li>看護師国家試験模擬試験            民間教育事業者による看護師国家試験模擬試験を学生に周知し、授業習得状態の確認や試験対策に役立っている。</li> <li>奨学金制度等            生活と学業の両立を支援するため、各種奨学金制度の利用を紹介している。            (独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター奨学金、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、東京都看護師等修学資金、公益財団法人東京都私学財団 東京都育英資金、専門実践教育訓練給付金、等)</li> </ul>

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
33 人 (100%)	2 人 ( 6 %)	31 人 ( 94 %)	0 人 ( 0 %)
(主な就職、業界等)			
・独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター 他			
(就職指導内容)			
・独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンターによる就職説明会の開催			
(主な学修成果 (資格・検定等) )			
・看護師国家試験受験資格 ・保健師・助産師養成所受験資格 ・専門士 (医療専門課程) の称号の取得			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
123 人	5 人	4 %



(中途退学の主な理由)

- ・進路変更のため
- ・体調不良のため

(中退防止・中退者支援のための取組)

- ・学年担当制およびチューター制を活用し、個別面談・相談による学生支援を行っている。

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	200,000 円	408,000 円	125,000 円	その他 125,000 円のうち 30,000 円は教材費 (3年分) として1年次のみ納付
修学支援 (任意記載事項)				
・独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター奨学金制度あり				

### b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・学校HPに掲載： <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/2022gakkouhyouka.pdf">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/2022gakkouhyouka.pdf</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) ・より実践的な職業教育の質を確保するため、教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果を評価することを目的とした学校関係者評価委員会を置き、教育活動及び学校運営の状況についての自己評価の結果を踏まえた評価を行う。 ・評価項目は「教育理念・目的・目標」「教育課程」「教授・学習／評価過程」「組織・管理運営」「入学」「卒業、就職・進学指導」「地域社会貢献／国際交流」「教職員の育成」「法令等の遵守」 ・評価結果の活用方法としては、学校関係者評価委員会において、当該年度の看護学校自己評価・学校関係者評価の実施方法の検討を行い決定・実施した看護学校自己評価・学校関係者評価の評価結果を踏まえ、実践的な看護教育にかかる活動等、特に看護に必要な知識・技能・態度に関わる質が基準に適合しているか否かを判定・評価することで、看護教育の促進を図る。 ・学校関係者評価委員会は、学校長、副学校長、事務部長、事務長付、教務主任、専任教員、および独立行政法人地域医療機能推進機構本部職員、独立行政法人地域医療機能推進機構地区事務所職員、独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター職員、本校非常勤講師、卒業生等から2名以上を選出し構成する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
公益財団法人 地域医療振興協会	2022年4月1日 ～2023年3月31日	関連業界関係者
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院 看護部長	2021年4月1日 ～2023年3月31日	独立行政法人地域医療機能 推進機構関係者
フリーランス (通訳)	2021年4月1日 ～2023年3月31日	本校非常勤講師
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・学校HPに掲載： <a href="https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/2022gakkouhyouka.pdf">https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2023/05/2022gakkouhyouka.pdf</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		



c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://shinjuku.jcho.go.jp/kango/>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H113310400257
学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		-	-	-
内訳	第Ⅰ区分	-	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				-
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準時間数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	—		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。